

# 政治報時報

第十九號

明治三十二年五月十九日發行

大日本佛教徒同盟會綱領

目次

一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道徳を涵養し品性を陶冶する事。

二、精神的結合によりて國民の大義を唱導

し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固し、國家の隆盛を企圖する事。

三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形成する事。

四、各宗僧侶を獎勵し、其學德を高めしり、又從來の弊弊を改善せしむる事。

五、政教問題を研究して、政府をして公認教制度を立てしむる事。

六、社會問題を講究して、社會の改善を企圖する事。

七、佛教の精神よきける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作らしめ又社交を融和せしむる事。

八、積極の方針を取り、實業道德を鼓舞する事。

九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。

十、社會に於ける一切の迷信を廃絶する事、

十一、殖民傳道を獎勵する事。

十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしるの策を講ずる事。

◎社會の改善、教界の刷新  
論說

◎宗教に於ける外的勢力

文學士 藤岡勝二

◎繼續守成の精神なき國民を警む

文學士 真岡満海

◎社會

◎宗教地圖調成の必要

◎軍人教育

◎佛教法私案

◎私立學校令と東京市

◎婦人の好尚

◎名古屋に於ける會頭久我侯爵の演說

◎靜觀錄

(十三) 生きんじ爲に働くべからず

文學士 近角常觀

◎會頭久我侯爵並本部員巡回の概況

◎三河町蒲原

◎奧村五百子傳

(三) 文學士 秦敏之

◎會

◎佛演説並に談話會

◎尾張名古屋に於け

郡、岡崎町、及相愛會に於け

る佛演説並に談話會

◎美濃池野

◎少年少女教會

支部發會式

## 社會の改善、教界の刷新

(天下同志諸君に望む)

人皆口を開けば、忽ち社會風儀の墮落を痛嘆せざるあく、又眼を教界の現状に注げば、忽ち僧侶の腐敗を攻撃せざるなれど、其の價値あり、然れども單に痛嘆するのみにして未だ改善の方を講せず、徒らに攻撃の聲を放ちて嘗て刷新の氣運を促さず。此の如きは眞個に摯實なる行爲と稱する能はざるなり、必ずしも社會の墮落は畢竟各個人の墮落に外ならず、若し個人にして眞面目に其弊害を改善し來らば、社會亦必ず改善せむ。彼の社會の墮落を痛嘆する人は即ち是れ社會を形成するの人にあらずや、詰々痛嘆する人の先づ自ら個人の墮落を救濟せよ、其言論に敏なるだけ、力行に敏ならしめよ、必ずや社會の改善期して待つべきなり、今世の人相會すれば忽ち首をぬけて社會の腐敗を語る、甲之を首肯し、乙之を賛し、丙丁戊己皆然りといふ、相顧みて憂色あり、其憂ふるや眞に、肺病より出づ、而して各々正さに其憂ふる所を行ひ、恬として往くは即ち是自己の墮落たることを自覺せす、是實に社會の墮落は即ち是自己の墮落たることを自覺せす、是實に社會改善の緒につかざる病源なり、教界刷新の成らざる亦然

的信念の基礎に立ちて運用せんとを期せらる、實に宗教の活動時代來らむとするの機運熱せりと謂ふべきか、而して此時に際して切に各地同志諸氏に望むと欲するものあり、他なし即ち前記の所謂社會風儀の改善、教界弊害の刷新に於て、自ら率先して、互に之を勵行せられることはなり、而して吾人は抽象的議論を弄するの余暇なし、寧ろ、適切に事實上につきて一二所見を開陳せむか、

社會改善の點につきて第一着に注意すべきは、風俗の矯正、廉直の氣風、質素の習慣、是なり蓋し此の如きは人見て以て最も甚しきを見る、試みに各地の風俗を察するに市井の年少益々敗徳無道の行ひをなすもの日々に多きを加ふ、切言せば猥褻の行ひをなすもの益々多きは慥かなる事實なり、小學時代に於ける善良なる兒童も社會に出て、却て惡習の爲めに感染せられ放蕩無賴の惡少年となるもの多し、而して其惡習の由て来る所を察するに何れも現今正しく社會に活動せる所謂中老人士の行爲に胚胎せる者なり、現今政治家、事業家、しかしに至りては、教育家、宗教家、或者の如きは家庭頗る清潔な、自ら之を犯しつゝあるを信ずればなり、彼の喫々者流がして、恬として恥とせざるもの多し、吾人は他の評て直とするものを好まず、何となれば今日之を、噉々するのにしても、矯正望むべかりしあるべし、切に望む各地の同盟會員諸氏、

此般的社會の惡風を冷視せず、之が場合に遭遇せば、一々其本心に訴へ、實踐躬行、以て風儀の挽回を期せよ、冀くば諸氏當然となす所のもの、而して今世社會の腐敗は此等の點に於て最も甚しきを見る、試みに各地の風俗を察するに市井の年少益々敗徳無道の行ひをなすもの日々に多きを加ふ、切言せば猥褻の行ひをなすもの益々多きは慥かなる事實なり、小學時代に於ける善良なる兒童も社會に出て、却て惡習の爲めに感染せられ放蕩無賴の惡少年となるもの多し、而して其惡習の由て来る所を察するに何れも現今正しく社會に活動せる所謂中老人士の行爲に胚胎せる者なり、現今政治家、事業家、しかしに至りては、教育家、宗教家、或者の如きは家庭頗る清潔な、自ら之を犯しつゝあるを信ずればなり、彼の喫々者流がして、恬として恥とせざるもの多し、吾人は他の評て直とするものを好まず、何となれば今日之を、噉々するのにしても、矯正望むべかりしあるべし、切に望む各地の同盟會員諸氏、

り、誰か今日の教界の現状をして其弊を知らざるものあらむ、然れども徒らに之を攻撃し、漫に之を非難するのみにして之れか刷新を促すものなし、是宗教を以て僧侶の専有物として、一部人士の玩具たるが如き看をなすによるものなり、吾人常に廳言すらく、宗教は社會の宗教なり、人類の宗教なりと、若し世人にして果して此觀念あらむか、自ら起つて其刷新を促さるべからず、而して世人徒らに攻撃を事とするのみ、是決して眞摯なる行爲と認むべからざるなり、翻て教徒といひ相會すれば則教界の腐敗を嘆するや、他の社會の信徒といひ相會すれば則教界の腐敗を憂ふる點を行ひ恥つて、徒らに教界に人物なきを嘆し偉人の現出を厭ふ、無責の腐敗を憂ふると何を擇ばむ、而して正に憂ふる點を行ひ恥つて、徒らに教界に人物なきを嘆し偉人の現出を厭ふ、無責の腐敗を憂ふる點を行ひ恥つて、然れども徒らに空虚を縱にせむよりは寧ろ自己の天賦を自覺して奮起せよ。已上は社會風儀の改善、教界弊害の刷新の實行に於て第一根本義とすべき要點なり、

今や全國到る處同盟會の組織成り、若々發會式を擧ぐるの奎連に磨れり、而して各地に於て本會を贊同し要衝に當るの人は、從來の所謂信者なるものと大に其趣を異にし、何れも宗敎を以て翁媪老後の樂事として之を度外に置きたる人、業上に、教育上に、政治上に、社會上に、萬般の事項一に宗敎實行し、且つして徒らに教界に人物なきを嘆し偉人の現出を厭ふ、無責の腐敗を憂ふる點を行ひ恥つて、然れども徒らに空虚を縱にせむよりは寧ろ自己の天賦を自覺して奮起せよ。已上は社會風儀の改善、教界弊害の刷新の實行に於て第一根本義とすべき要點なり、

此般の社會の惡風を冷視せず、之が場合に遭遇せば、一々其本心に訴へ、實踐躬行、以て風儀の挽回を期せよ、冀くば諸氏當然となす所のもの、而して今世社會の腐敗は此等の點に於て最も甚しきを見る、試みに各地の風俗を察するに市井の年少益々敗徳無道の行ひをなすもの日々に多きを加ふ、切言せば猥褻の行ひをなすもの益々多きは慥かなる事實なり、小學時代に於ける善良なる兒童も社會に出て、却て惡習の爲めに感染せられ放蕩無賴の惡少年となるもの多し、而して其惡習の由て来る所を察するに何れも現今正しく社會に活動せる所謂中老人士の行爲に胚胎せる者なり、現今政治家、事業家、しかしに至りては、教育家、宗教家、或者の如きは家庭頗る清潔な、自ら之を犯しつゝあるを信ずればなり、彼の喫々者流がして、恬として恥とせざるもの多し、吾人は他の評て直とするものを好まず、何となれば今日之を、噉々するのにしても、矯正望むべかりしあるべし、切に望む各地の同盟會員諸氏、

教界の刷新亦之を實行的に促さむこと前記社會の改善の如く

せざるべからず、人教界の腐敗を語れば直ちに罪を僧侶に歸す、然り、今日教界の腐敗せるは之を形成せるの分子不健全なるに職由せずむはあらず、然りと雖此の如く不健全なる分子を教界に集めたるもの社會亦罪ありと謂はざるべからず、抑々今日の僧侶たるもの果して如何なる分子なるや、却て是れ世の薄命兒にあらずむば、僧侶たるべき運命を有して生れたるもの、而して社會は之に完全なる教育を與へず、而して、たるも、而して社會は之に完全なる教育を與へず、而して、その不振は一は組織の不完全に基くものありと、吾人此點に關して他日更らに陳ふる所あるべし、之を要するに今日教界の刷新は一に其分子を健全にするより急なるはなし、而して自今之急務現時青年僧侶の養成にあり、之を成さしむるもの其實父なるもの、其師父たるもの及び信徒たるもの、其吾人は世の僧侶諸氏か自ら學德を高め、三界の大導師たるの資格を養はむことを切望すると共に、信徒諸氏は僧侶を助け、其美を濟さしめむことを期せざるべからず、是同盟會か僧侶と信徒とを問はず一致團結、佛教護持の責任を全うし、宗教界を健全ならしめむとする所以にして、教界刷新茲に始め其端緒を開くを得べし。

## 宗教に於ける外的勢力

藤岡勝二

宗教の播布せらるゝや社會の上層より來るあり下層より蔓る

説

所切にして倦まず宜なり佛教徒が自ら權門の子弟の如く自得して更に慮るどころあらざりしや宜なり基督教が迫害を甘んじて而も之が爲に活氣の促され、を喜ぶや、然りと雖權門の子弟は優々自適して大量なるに係はらず佛教徒が頑冥にして猶疑少からざるは如何微賤の輩が屢々自立突進の勇あるに係はらず基督教徒が平凡にして効をなそことなきは如何余輩私かに之を怪まさるを得ず益し大家の破れて流離せるもの徒らに舊夢を慕ひて人に馴れざるこれ佛教徒の現状ならんか債鬼の厄を免れたるもの業を新たに燃まんとして猶債務を負はんとするものこれ基督教徒の現状にあらずや今や佛教は獨立獨行社會に立ちて大に雄飛すべく機會を與へられ內的勢力としては國家の歴史を存し無限の眞理を藏す何ぞ姑息の計を廻らし漢法醫が草根木皮を弄ぶの陋を守り妄に舊夢を追想して痴言を列ねべき堂々起ちて宣しく現時一般の信用を集むべきなり基督教も亦從來の國民的拘束を破られ內的勢力としては實に偉大なるものを備へ明かに開化に伴ふことを得るものあり何ぞ因循にして先輩が迫害を甘んじたる勇氣を復せざる宜しく人耳を聳動し人心を感化そべきなり然りと雖現時の狀態を忌憚なく云はしめば此れは從來に比して積極的放任の處置を蒙り彼は比較的保護の位置に在ることこれなり、彼が保護せらるゝ所以のもの蓋し本家と別家との折合上に因するものなきか若しそれ然りとせば彼が本家に對する債務を負はんとするものにして純然たる獨立的新宅を起さんとするにあらざるなり或外的勢力に頼るものにあらずと云ふを得ざるなり佛

あり上層より來るものは外的勢力の強大なるが爲弘通の勢速にして而も容易なることを得信徒の歸服亦從て多く下層より起るものは此力弱きが爲弘通の時間を要すること多く傳教者の苦心亦多大なり權門の子弟が高官に陞りて厚遇を受くること實に容易なりと雖微賤の輩遂に要路に當ること難きが如く宗教の傳播に於ける外的勢力の如何は實に些少ならざるなり今此を佛耶兩教に徴するに顯然たるものあり佛教は其源を印度王室に發し支那日本に於ける傳教の順序亦常に王室に迨れり基督教の起源甚だ微賤にして田夫漁郎を初め竊かに下層の人心を收攬して漸次上流に及ぼしたる者に比それば自ら彼の性質上大差あるを知らむ近く我邦兩教傳來以後の狀況を見るに佛教は欽明帝の宮室に傳へられ聖德皇子之を弘め爾後歷朝の帝皇之を尊信し玉ひ武家時代には武家に迎へられ戰國の世には戰士に用ゐられたり基督教が竊かに西陲に足を入れしきや先入の宗教は己に人心に浸潤せるを以て後者を壓せんとするあるは何れの國と雖同轍ならど雖我國に於ける兩教傳來の一般を見るときは實に其著しきを知らん基督教の歐洲に傳播せる詳狀と我邦に起源を有する佛教の或派が傳教の實状と熟視すれば以上の所見に入るゝ能はざるものありと雖兩教の情狀實に此の如きもの多し、此を以て佛教は傳播頗る容易なることを得基督教の宣教は甚だ困難なり容易なるが故に常に此道を脱すること能はずして千四百有餘年徒らに形式に流れたる弊なきこと能はず困難なるに故に苦心慘憺勉むる

## 繼續守成の精神を國民を警む

真岡湛海

創業は易くして守成の難きことは古來常套の語にして、苟も事業に經驗ある人の相共に認むる所なりとす、唯夫れ創業は易し、此に於てか萬人雷同して一會起り衆人附和して一團成る然れども今日より明日、今月より明月に至り、日々其當初の精神は消滅し、遂に龍頭蛇尾、其前に盛にして後に衰ふるも

の比々皆是なり、余輩を以て之を見れば、日本國民は寧ろ創業に長する國民にして、守成に疎き國民なり、之を以て徒に奇抜なる言論を喜び、好奇なる事業に眩惑せられ易し、主義の一貫、事業の繼續の如きは殆んど顧慮するものなく、冷然と相往来し、彼よりして此に轉じ左よりして右に移り、漫然として計畫し、漠然として贊同するの徒のみ、此の如きは國民の大通弊にして、余輩は先此弊風を一洗せざるべからず、若し夫れ主義の爲に余輩に反対するものあらんか、余輩は誠に此の如き人を尊敬す、百萬の盲従者を見んより寧ろ一人の強固なる同主義の人を求め、蚊の如き數千の小敵に接せんより寧ろ一人の強硬なる大敵と戦はんと欲す、只余輩の武器は言論の末技に非ず、事業の大小に非ず、創立の盛大なると否とに關せず、唯夫れ繼續守成の如何に依て最後の勝敗を決せんと欲すればなり、輓近社會の言論を觀察するに、稍やもすれば常に進歩的思想と稱し或は舊思想を打破して新思想を取り、號呼するものあり、言や誠に斬新にして痛快、以て現今の生書生を籠絡すべく以て天保の老人を驚かすべし、然れど號呼するに暇あらんや、爾の手、爾の足、滿腔の同情と熱誠、叫ぶが如く、吾人は之に依て何等の進歩を見ざるべきなり、余輩は唯獨り、繼續即進歩なるとを知る、一日書を讀めば、則ち一日の長あり、三日書を讀まざれば則語言味なし、一日事をなせば一日の進歩あり、三日廢すれば則ち三日の退歩あり、誠に今世は進歩の世なり實力の時代なり、實力は進歩に伴ひ、進歩は繼續に從ふ、吾人は世人が徒に進歩を叫んで無意

義なる進歩に終らざることを切望し、片々たる一小事業と初の精神を繼續し以て多年の志望を貫徹せられんと願ふ、近頃余輩は各地佛教團體の漸く盛ならんとするを見、又社會的慈善事業の漸く起らんとするを聞き、満身の喜悅禁する能はざるものありといへども、從來日本國民の弊風に徴して其一時的なること煙火の如くにして遂に其跡を止めざるに至らんと患ふ、創業に急にして守成の念なきものは、是れ實に輕薄なる國民なり、試みに佛教徒に問はん、過去數十年間佛教徒の施設計畫せるものにして、今日依然として繼續するもの果して幾何ありやを、數へ來りて余輩は殆んど其僅少なるに驚かざるべからず、之に反して基督教徒の事業は假令其間に盛衰ありといへども、或は學校、或は病院、或は孤兒院、或は免囚保護、若くとして其事業を進むるの觀なきに非ず、彼等が繼續の意志強固なると於ては吾人佛教徒は遙に數歩を讓らざるべからず、今や佛教徒は誠に警戒すべき時機に際せり、俗論紛々として麻の如く善となく惡となく佛教徒の誹謗を試みんと欲する無信仰主義の徒輩あり、巧に讒傳を作りて中傷離間し、佛教徒の團結を妨げ、佛教徒の事業を妨害せんとする者あり、佛教徒は今後幾多の困難、幾多の迫害、幾多の屈辱に會すべきと豫想せざるべからず、若し夫れ幾多の繁根錯節に遭遇するも不屈不撓、當初の精神を繼續し、以て國家の進歩社會の改善、道德の實踐に益する所あらば、是れ實に佛教徒の幸なり、

彼の政權爭奪の爲に宗教を利用し、或は自黨擴張の爲に宗教に親まんと欲する政黨者流の言の如きは、余輩の聞かんと欲する所に非ず、或は輕蔑と威嚇を以て宗教家を遇する當路者の言の如きも亦顧みる所に非ず、又何ぞ敢て小才子の謬論を傾聽するに暇あらんや、爾の手、爾の足、滿腔の同情と熱誠、嗚呼繼續は進歩なり、進歩は繼續なり、余輩は此一語の外言ふべきことを知らざるなり、

余輩は事業の創立に際して先其繼續の如何を問ひ、先其守成の精神如何を問はんと欲す、余輩は一日一寸を延し二日二寸を延し三寸四寸よりして遂に百千里に延長せんと願ひ一階更に一階を重ね、徐々積んで數百階に達せんとを望む、故に余輩は華美なる發會式を舉て一時人目を驚かし其後遂に寂寥として何等の効果を收むる能はざるが如きは、余輩の取らざる所にして、此の如き守成の精神なき國民を大に警醒せざる能文の士は嘲て陳腐なりと云はんも、我は敢て顧みざるなり、我は唯光風霽月一日一日の進歩を認め、繼續の途に最後の勝利たるとを確信すればなり、嗚呼何ぞ敢て醒醒たる世人の曉々を聞くに暇あらんや又何ぞ敢て酒食聲色の中、瞞々然

## 社 會

## 會

瞑々然として歲月を空過するの徒輩に伍せんや、昔しはジエシユイツト派の運動を始むるや、マグム、ヅ、シャンタール、及聖ヴィンサン、ヅ、ポーラの如き隻手にして能く慈善の大業を完くし、孤獨疾病の者を救濟せしと其數を知らず、佛教徒にして十六七世紀の史を繙くもの這般の事を讀むに當りて果して何等の感かわる

余輩は唯一時の狂熱によりてのみ宗教的事業の大成し得べき者に非るとを知り、堅實なる精神の繼續を願ふの情切なる餘り、一言の注意を佛教徒に與へ、事業未だ續に就かずして早く既に冷却し去らんとするが如き一時の狂愚を學ばず、益奮勵して教界の刷新、社會の改善に從事し、能く守成に耐へ、堅忍不拔、萬難を排して以て當初の精神を繼續貫徹せられんとを望む。

## ◎ 佛教法私案

各宗總代として上京中なりし佛教の七管長並に委員等は京都の大會に於て一旦決議せる佛教法の私案

なるものに幾分の修正を加へ梅、穂積等法學者の檢閱を経て先般内務省に差出したり其全文は左の如しどいふ

經て主務大臣に請願すべし  
公認を得たる宗派は第三條の列記に追加す

(八)

第六條 佛教各宗派には左の事項を記載することを要す  
一宗派の名稱二宗旨及所依の經論三儀式度及服制四創立の年時及開祖  
の入名五管長の成立法六宗派の組織及權限七本山本寺と末寺に關する  
規定八宗務所の名稱所在地構成及職制九僧侶の分限に關する規定十教師  
の資格等級及任免に關する規定十一住職副住職の資格職務及任免に關する  
規定十二寺院説教所教義講社及檀徒信徒に關する規定十三布教に關する  
規定第十四勸學に關する規定十五寺院の寶物及什器保存に關する規定  
十六宗派及寺院財產管理の規定十七宗費に關する規定十八宗義又は  
宗派内事務に關する爭議の裁定法十九賞罰に關する規定二十其他の重要な  
事項の規定

第七條 佛教各宗派所有の財產は宗憲の定むる所に依り管長の認可を得るにあ  
らざれば之を譲渡し寄託し又は擔保を爲すことを得ず

第八條 佛教各宗派事務所の敷地建物及宗派の事務に必要な器具は差押ふる  
ことを得す但前條の規定に依り擔保をなしたる場合は此限より在らず

第九條 佛教各宗派事務所の敷地及建物は公課を免除す

第十條 佛教各宗派事務所の財產は登録其他登記に關する手數料を徵收せす

第十一條 佛教各宗派の事務上より發する證書類には印紙税を免除す

第二章 管長

第十二條 佛教各宗派には管長一人を置く但二宗派以上聯合して管長一人を置  
くことを得

第十三條 佛教各宗派は副管長一人を置くことを得

第十四條 佛教各宗派管長の待遇は勅令を以て別に之を定む

第十五條 裁判所に於て佛教各宗派管長を證人として訊問を要する場合には内  
務大臣に關する規定を準用す

第三章 寺

第十六條 寺は寺院を備へ本尊を安置し教法を宣布し法儀を修行し僧侶の正住  
する所とす

第十七條 寺は宗派に屬し管長之を總轄す

第十八條 佛教各宗派の管長又は教師に對し其自前に於て形容若くは言語を  
以て侮辱したる者は十五日以上三月以下の重禁錮に處し二回以上二十  
回以下の間金を附加す

第十九條 寺は住職を置くことを要す

第二十條 寺は副住職を置くことを得

第二十一條 寺は財産上權利を享有し義務を負担す

第二十二條 左に掲ぐるものは寺院の一部とす

第一境内佛堂及所屬の境外佛堂二境内地及所屬境外佛堂の敷地三法用に  
必要なる物件四其他命令を以て定めたる物

第二十三條 寺には第七條乃至第十條の規定を準用す

(九)

政 時 教 報

第一百圓以下の間金に處す

第四十二条 佛教各宗派役員其宗憲に依り事務執行するに當り暴戾強迫を以て  
役員に抗拒したる者は十五日以上三月以下の重禁錮に處し二回以上二十  
回以下の間金を附加す

第四十三条 佛教各宗派の管長又は教師に對し其自前に於て形容若くは言語を  
以て侮辱したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓  
以下の間金を附加す

其目前にあらずと雖も刊行の文書圖畫又は公然の演説を以て侮辱した  
る者亦同し

第四十四条 佛教各宗派及寺は其宗憲に依り出版する處の佛名守札祖誠及圖像  
は出版法に依らずして發行することを得但其宗派及寺院の外之を爲す  
ことを得ず

第四十五条 従來の成規にして本法に抵觸する者は本法施行の日より之を廢止  
す

第四十六条 此法律施行の期日は勅令を以て之を定む

◎ 宗教地圖調製の必要  
歐米諸國にては宗教地圖あり  
て一目の下何教は何地方に何程の勢力を有するやを知らしむ  
れど我國にては信徒の多數を占むる佛教にてそら信徒の數幾  
何あるや得て知るべからず隨て宗教地圖なき氣のきたるも  
の調製されしことなし元來宗教地圖なるものは政事家に必要  
なるのみならず布教に從事する宗教家に於て尤も缺くべから  
ざるものなれば東西本寺の如き寺院二萬餘を有し諸種の便  
宜あるものは此際率先して真宗地圖を調製し他宗徒をして眞  
宗の勢力廣大なるを知らしむるゝ共に一方布教の用に供すべ  
しと論ずる人あり余輩の大に賛する所なり曾て聞く文學  
士藤井宣正氏は大に此地圖調製に、注意せらるど、知らず何  
れの日に之を見るの幸を得るやを、

◎ 軍人教育と宗教と題して時事子の論する所頗る余  
輩の意を得たれば掲げて讀者諸君に紹介す

一般人民の德義心を養成維持するに、宗教思想の缺く可らざ  
るは今更云ふまでもなく古今東西の事實に徴して明白な  
れども、軍人の教育に就ては殊に宗教の大切なるを見る可し  
蓋し我國の軍人會社には嚴格なる紀律の外に自から軍人宗  
も云ふ可き一種の精神を存し、以て平素の氣風を維持するこ  
となれども、いよいよ戰争に臨んで、死生、間、髮を容れざ  
るの場合に際すれば萬想全く空に歸して只信仰に依頼するの  
一念を餘すのみ、或る海軍士官の経験談に、軍艦が遠洋航海  
より無事に歸航して、路を内海に取り瀋岐の近海を経過する  
ときは、艦内の乗組員は准士官より水兵機関兵に至るまで一  
同心ばかりの金錢を醵集し、之を空桶に封藏して海中に投す  
ることあり、蓋し金毘羅神社に向て航海の安全なりしを禮謝  
するものならん、平時の航海と雖も尙ほ且つ斯くの如し、況  
んや戰爭の場合に於てをや、黃海の海戦に敵艦の破裂彈が飛  
来りて我軍艦の甲板上に破裂するや、彈下に立ちたる新募の  
水兵の如きは覺ゆず聲を發して南無阿彌陀佛と稱へ、又はお  
父さんお母さんなど呼ぶ者あり、南無阿彌陀佛とお父さんお  
母さんとは發語を異にすれば其これを唱ふる心には徑庭あ  
べからず、又甲乙の負傷兵が艦内の一室に床を並べて死に  
瀕しながら、互に唱名の相違を争ひたるものさへなきに非  
ずと云ふ、右は海軍に關する話なれども、陸軍に於ても必ず  
同様の例に乏しからざることならん、日清戰争の當時、或る  
軍隊の如きは出軍に際し殊に僧侶を招き兵士に說法を聽聞せ  
しめたることあり、又た戰地に於て各宮寺の札、守りを希望

第三十條 佛教各宗派の學校は佛教の教師を養成する所とす  
第三十一條 佛教の學校を設立せんとする者は校則を定め左の事項を記載して  
主務大臣の認可を受くべし  
一、具体的名稱及び位置二、組織維持及管理に關する規定三、學科の程度四、  
教員の資格五、學生の入學進學寄宿及其取締に關する規定  
第三十二條 佛教各宗派の學校の在學生は本人の願に依り年齢滿二十八歳まで現  
役兵を猶豫其事項滿二十八歳までに止み又は二十八歳を過ぎるも尙  
止まる者は抽籤の法に依らずして之を徵集す

第三十三條 佛教各宗派の學校には第七條乃至第十條の規定を準用す

第六章 學校

第三十條 佛教各宗派の學校には第七條乃至第十條の規定を準用す

第七章 管長會

第三十一條 佛教の學校を設立せんとする者は校則を定め左の事項を記載して  
主務大臣の認可を受くべし  
一、具体的名稱及び位置二、組織維持及管理に關する規定三、學科の程度四、  
教員の資格五、學生の入學進學寄宿及其取締に關する規定  
第三十二條 佛教各宗派の學校の在學生は本人の願に依り年齡滿二十八歳まで現  
役兵を猶豫其事項滿二十八歳までに止み又は二十八歳を過ぎるも尙  
止まる者は抽籤の法に依らずして之を徵集す

第三十三條 佛教各宗派の學校には第七條乃至第十條の規定を準用す

第七章 管長會

第三十四條 聯合管長會は佛教各宗派の制度に關する政府の諮詢に答へ及び各  
宗派に關する協同事務を議決す

第三十六條 會議に關する細則は管長會に於て別に之を定め主務大臣に届出べ  
し

第八章 罰則

第三十七條 第七條の規定に違反する者は十圓以上九十圓以下の罰金に處す  
及び學校に關する協合も亦同じ

第三十八條 第廿八條の規定に違反する者は二十圓以上二十圓以下の罰金に處す  
第三十九條 僧侶に准ずして僧服を着用する者は五錢以上一圓九十五錢以下  
の料金に處す

第四十条 宗憲に依り宗門擅斥の處分を受け其寺院を退去すべき旨を命ぜられ  
たる者にして三十日以内に退去せざる時は一月以上一年以下の輕禁錮  
に處し六月以上一年以下の監視に附す

第四十一條 佛教各宗派の教師にして詐術強迫を以て宗教を宣傳し又は新舊符  
呪の類に託し人を惑はして利を圖り若くは醫療を妨げたる者は五圓以

第二十四章 麟寺の財產は其宗派に歸屬す

第四章 教師

第二十五條 公權を剝奪せられ及公權停止中の者は佛教各宗派の教師たるに  
を得ず

第二十六條 佛教各宗派の教師は國民軍の外兵役を免除す但年齡三十二歳以下  
にして教師の資格を喪失したる者は抽籤の法に依らずして現役兵に徵  
集す

第二十七條 佛教各宗派教師の待遇は敕令を以て別に之を定む

第二十八條 佛の布教は佛教各宗派の教師にあらざれば之をなすことを得ず

第二十九條 佛教各宗派教師は寺院其他何れの場所たるを問はず布教するこ  
とを得

するもの多く、態ざく之を送りたるは實際の事實にして、殊に戰勝凱旋の後、國中の宮寺には兵士又はその家族の輩より、金品の寄進多くして一時繁昌を極めたりと云ふ、軍人とは所謂軍人宗の精神なり、宗教の信仰に依頼して安心を決定するが如きは軍人の本色に非ずなぞの説もあらんなれども、宗教との關係甚だ密なるを知るべし、或は義勇奉公報國盡忠實際死に臨み帝國万歳を三呼して從容自若たるもの、又南無阿彌陀佛の稱名を唱ふるも、其心は即ち一にして共に信仰に依頼して安心するものに外ならず、蓋し封建時代の武士道を遺傳したる士族流の輩には自から一種の安心法もあらんなれども、今的一般軍人の教育は平素より宗教に依頼するの必要を認めざるを得ず、現に西洋諸國の例に徴するも、軍艦内には宗教の教師を乗組ませて説教若しくは葬式の事を掌らし而も、又陸軍にも夫れぐ教師を附屬せしむるもの多しと云ふ、單に西洋のみならず、我國の戰國の時代にも主將なるものが兵士の統率上に宗教を利用したるの例は一にして足らず、世人の耳目に著しき事實を云へば、彼の加藤清正が常に南無妙法蓮華經の旗を脊にして戰陣に臨みたるが如き、或は自家の信仰を表したるものならんかなれども、之が爲めに一軍の士氣を鼓舞して安心を決定せしめたる効能は疑ふ可らず、其他この種の事實は計ふるに遑あらざれども、世人の知了する所なれば之を略すること、して、現に軍人の説を聞くに、本來信仰心に富める兵士の如きは之を教育して軍人宗の精神を體せしむること容易なれども、兵學校に入學する書生出身の輩に至りては、相當の學術知識はあるながら、精神の修養

は百六十四校、此處に收容する生徒の數も實に一万八千の多きに上れり、斯る有様なる上に、宗教主義小學校の閉口を見るときは愈々就學兒童の收容所を減する譯なれば東京市も捨て置く場合にあらざれば、彼の十年計畫として、今九十餘の學校を増設すべしといふ、去れどこは計畫通り實行せらるゝにせよ、十年の後を待たざるべからず、一方には十一月三日までに何とか處置を付けざるべからざる焦眉の急に迫り居れり、此際に處するは他途なし、代用小學校規則第二條第四項に據り、補助金を與へて、粗末なる私立學校を代用たらしめ校舎の如きは、成るべく便利善き寺院を以て充たすべきなり、之れに付て一の困難あるは、寺の住職も檀徒も存外學校等に用ゐるを好まぬ者ある事なり、去れど开は大なる誤見なり、寺院も斯る實地の用に供してころ、佛陀の功德も廣大なるなれ、寺職も檀徒も振て、寺堂を校舎に充用せん事に盡力すべきなり

◎婦人の好尚 子供役者にして最も技藝た堪能なりとて評判の高かりし助高屋小傳次は、十六歳を一期として死去したり、淺草雷門前より淺草橋の方にかけ十數丁の間殆ど名車を列ねて、徐々とねり行きし行列は甚だ盛なりしといふ記者當日何心なく其行列の過ぎし跡に通り合せて、一驚を喫きなり

左の一篇は、本月一日會頭久我侯爵、巡回の節、名古屋市有志者の招聘に依り、同市東陽館懇話會席上に於て演説せられたる大要なり、掲げて全國會員諸氏に示す云爾  
諸君、今回予か巡遊の途次、當市各宗有志諸氏の御招聘にて諸君の贊同を仰がんと欲す。文明は月々に隆盛に起くと雖、道義は益々退却し、人情は漸く浮薄に流れ、到る處罪惡を犯すもの多きに至るは之を警へて諸君の贊同を仰がんと欲す。現時社會の趨勢を察するに、人智日々に進み、物質的の繁忙、裁判所の多事、監獄署の充満に徴して争ふべからざる事實にして、實に痛嘆に堪へざる所なり、既に今日の

## 雜

## 錄

に乏しきが爲めに其教育頗る困難にして軍人宗の感化に自から歲月を費さるを得ずと云へり、宗教の信仰は軍人死生の際のみならずして平生の教育上に甚だ大切なりと知る可し、我國の兵制は全國皆兵の仕組にして國中の壯丁は孰れも兵役の義務を負擔するものなり、然るに其壯丁を教育する學校の德育法は如何と云ふに倫理修身など、自から課程なきに訓令して大に厲行する覺悟なりと云ふ、宗教の信仰は固より學校の教育のみに依頼せるを得ざれども、今や世間一般に信仰心の缺乏を感じて困難の折挾、當局者が教育上より宗教を排斥せんと務むるが如き、全く經世の考を缺く者にして寧ろ天下の奇談と云ふべきのみ、我輩は宗教の事に就て大に論ずる所あらんとするものなれども、近來軍人中に宗教教育の説を唱ふるもの少なからざるを聞き、聊か一言して世人の注意を促すものなり

## ◎私立學校令と東京市

過般發布せられし私立學校令

及び文部省訓令の結果として宗教主義の小學校は義務教育未了の兒童を收容する事能はざる爲に、此種類の小學校は自然と閉校せざるべからず、爲に最も大打撃を受けたるは東京市なり、從來東京市は、小學教育は甚だ不行届にして、到底公立學校のみにては就學兒童を收容する事能はざれば、私立小學の稍整備せるものに代用小學の名を與へしもの既に百十校ありといふ、是にても猶不足なれば、自然に非代用小學なる不整頓極る殆ど寺小屋同然の學校も相應に繁昌して、其數

如く教育の進歩しつゝあるにも拘はらず、社會の氣風は滔々相率て墮落し、底止する所を知らざる所以のものは必ず其宗敎心の缺乏するに職由するものなり、故に今日多少敎育あるものの、又著じるしき人々にして宗教を信するに畢竟國民か由て来る所なかるべからず、審かに之を察するに畢竟國民かに遺憾とする所なり、而して今日は國民か正に宗教の必要を自覺して、道徳心を鼓舞し、精神的の一致を謀らざるべからざる時機と謂ふべし、是大日本佛教徒同盟會の起らざるを得ざる所以也。

社會は此の如く宗教の必要を感じつゝあるの時に當り、翻て現今佛教界の有様を察するに實に慨嘆に堪へざるものあり、抑々現時の如き佛教の不振を來たしたる原因は何れにありや、世人ば直ちに罪を僧侶自身の不品行に歸し、僧侶自身の墮落に基くものなりと云ふ、予が如き佛教信徒の一人たるもののは之を聽く毎に實に腸を斷つの想わり、切に望むらくば各宗の僧侶諸君、先づ學德を高め、如何にも精神の指導者たるの品位を保たれむことを、翻て予か世人に一考を煩はしたきは、現今佛教不振の原因は之を僧侶のみに歸すへきものなるや否やと云ふことなり、今日世人は徒らに僧侶を非難することを知れども、自ら起て之を改善する策を講ずることもなく、恰も路人を見るが如く、冷淡に之を看過する。

不振の原因は決して罪を僧侶のみに歸すべからず、抑々信徒自身か真摯ならざるの罪と云はざるべからず全体佛教を以て働くのであるときめ込むで居るは、如何にも淺間しき極點である。

教の爲め御奮闘あらむことを。

### 靜觀錄 (十三) 生きんが爲に働くへからず

働かんが爲に生くべし

此世界は生存競争の世界であると云ふことは、誰も承知して居ることにして、實に拒むべからざることである、生存競争とは如何にもよく相對世界の眞相をあらはして居る、如何にも淺間しき有様があらはれてゐる、然るに世人は此を當然の事とのみ心得、之を以て淺間しきこと、思はず、之を處世法に應用して、人間最終の目的は自己の生存にして、日夜の勞働は之を得るの手段に過ぎないと覺悟し、自己の生存の爲めには、他人を突飛ばしてもよい、全体人間は生きんが爲めに働くのであるときめ込むで居るは、如何にも淺間しき極點である。

若し果して此決心を強めて來れば、自己の利益の爲めにば何事をしてもよいと云ふことになる、此に至りて道徳も義理もあつたものでない、かくなつた上は世界は如何にも淺間しきこととなる、たゞへば軍人にして、嚴めしき軍服を着し、日々訓練を勉強するも結局自己の虚名と利益の爲めであると覺悟したは、其結果は如何になるであろうか、虚名の爲めに随分冒險することもあるべきれど、若し自己の生存は唯一の目的であれば愈々絶命となつたとき、命ありての物種である

あると思ふて、敵に後を見せて逃げる様になる、かくの如き軍人は億千あつても何の役にも立たぬ、故に軍人にしてみれば、自己が生きるために働くのではなくてはならぬ、自己は働くために生きて居るのであると云ふ覺悟でなくてはならぬ、即ち生存が的目でない、活動が目的である、故に勞働の目的の爲めには、生命を擲つ決心がなくてはならぬ、是が獨り軍人ばかりでは無い、政治家でも實業家も同様である、政治家は勿論實業家でも此決心が出來ざれば其事業の爲めに殉するとは出来ぬ、全體我國の實業家には商賈は一己の利慾を満足するこどものみ考へて居るものが多い、夫故腐敗し安いのである、實業家も軍人が國家の干城を以て任する如く、我は國家の富源を開くために働くのである、之が爲めには一命を投じても、決して遺憾ないと云ふ覺悟が出來なくてはならぬ、要するに、人間は生きんが爲めに働くと云ふ決心では可かぬ、働く爲めに生くると云ふ所に腹か坐はらねばならぬ。

翻て佛陀の行爲を顧みるがよい、佛陀の佛陀となられたる根本を考へてみると、我は一切衆生に尊敬せられたのではない、一意、衆生濟度と云ふ勵夫自身が佛陀の目的である、故に其衆生濟度が出來ぬときは正覺の生命を擲つ決心である、故抑々佛陀修行の動機なるものは其眼中に映する、吾人の淺間しき行動のみである、つくづく之をみて坐に堪へず如何にし

僧侶の佛教の如く心得るは大なる誤なるべし、苟も佛教の信徒と稱するものならば佛教護持の責任を有するものならむ、故に佛教を振起せんと欲せば、佛教徒たるもの僧侶と俗人ととの區別を同はず、相依り相助けて、佛教の光明を以て社會を感化せざるべからず、是大日本佛教徒同盟會が僧俗の別なく一致團結を謀る所以にして、予の如きも、不肖自ら搊らず、佛教信徒の一人として、即ちに會頭の職に當り、諸君の奮勵を望む所以なり。

此の如く佛教の振起を謀り、國民の宗教心を喚起せんと欲せば、先づ根本的に精神的の團結を謀らざるべからず、而して從來佛教界に於ける弊害は、各宗各派の間に障壁を築き、一佛教としての團結に乏しきことなり、是最も遺憾とする所なり、抑々和合を以て本とし、無我を以て宗とする佛教にして此事あるは、實に千秋の恨事と云はざるべからず故に此際各地々々に於て、各宗各派の間に城府を設けず、障壁を築かず、互に胸襟を披きて同盟を形作り、全國相連絡して、日本全體精神上の一致を結べは、今日佛教の不振を恢復するを得べきのみならず、必ずや佛教界の氣風を刷新し、國民全體をして佛教の感化に浴せしめ、社會をして融和せしむるを庶幾ぶべし、是大日本佛教徒同盟會か、眼中宗派の別なく、各宗信徒の一致團結を唱導する所以也。

己上陳ぶる所、是本會を唱ふる精神にして、其大綱を擧げたるもののなり、冀もは諸君現時の趨勢に鑑み、僧俗一致、各宗各派の別を問はず、本會の趣旨を贊同し、國家の爲め、宗

ても救はねばならぬと云ふ決心で、一たび手を下してより以來、今日に至るまで働きづめである、かくもしたならば助くるを得べきか、かくもせば度するを得べきかと日夜思ひづめてある、かく慈悲心が凝り塊まりた結果が佛である、而して何時自己が正覺をとつたか自覺せられぬのである、寧ろ佛陀どは衆生濟度の活動夫自身であると云ふてよい、吾人は此の如き活動の存在に氣付かずして、日夜生存競争の爲めに活動して居ると云ふは如何にも勿体ない、慙愧の至りである、我々は生くることを唯一の目的として働くことの淺見しことを自覺するだけ、佛陀が活動夫自身の爲めに存させらる、この有難きことを感受することが出来る、此佛陀の活動の勢力が吾人の如き生存競場裡の浅見しき世界に透影してみれば、消えたき心地がすると共に、如何にも佛の高尚なる慈悲光中に融化せられる、かく佛の慈悲を感じてみれば、此佛陀の大活動に對して坐しては居られぬ、吾人も心を翻ふとして、一日も一刻も、此廣大なる恩徳に向て感謝の情を表せずには居らぬ、否如何様にしても生命の生存する限りは感謝したい、如何なる場所にあるも、如何なる仕事をするも、一に感謝の發表となる、此に至りて、今迄生存競争で生くる爲めに働きなものが、何時間にか一轉して、佛恩報謝の働くをしなすために生存して居るととなる、かく佛陀の感化によりて知らず識らず軍人でも、實業家でも生くる爲めに働くのでない、働くために生くるのであると云ふ決心が出来る、かくの如き心持で處世をすれば、高尚は高尚なれど、自己の上送ること、なれり

於ける勤王討幕派の激昂甚しく、大に藩中に遊説して其勢を張り、遂に佐幕黨の主領永井雅樂を殺し、形勢漸く改まりしかば、五百子の父も亦默視するに忍びず、長州の宍戸家は己れの姻戚なれば、之に其内意を通じて計策を施し、以て勤王討幕の素志を貢かんとし、少女五百子を密使として宍戸家に送ること、なれり

五百子の父の計策は如何ありけん、五百子女史は今日に至るも他に之を語るを好まざるが故に、之を知る由なしと雖兎に角己れの計策に對して長州の應援をからんと欲したるに相違なし、或る夜深更に及びて父は突然五百子を呼び起し、威儀正しく、審らに其内情を明し、手頃の脇差を與へ、さて如何なる呵責にあふことあるも、ゆめ未練の舉動あるべからず、万ーにも女性の本根を出し、苦痛の聲を發することもあらば、七生までの勘當勿論なりとありければ、心雄々しき五百子は、重大なる父の命令聞きては、何とて瞬時も其家に止まるべき、直ちに旅行の準備に取り掛りたるは文久三年三月の終りの頃なりき。

腰には朱鞘の大小を撰み、頭には深網笠を被り、義經袴の股取りいと高く、草鞋脚半の扮裝いと軽けなるは、十七歳の少女が、單身他國に入りて其大任を果さんとするなりけり、當時、藩主小笠原氏は固より佐幕黨なりければ、若し事實の露顯することもあらば、忽ち捕縛の恐れあり、五百子は巧みに

生存と云ふ活動の原動力が破壊され、又活動はするものゝ生存が怪しいと考ふる人があるかもしれぬ、全体自己の生存が眼中になければ活動せぬと云ふは、共有財産にすれば人が働く事と云ふと同ることで、其根本は働き損であると云ふ考があるからである然るに今は佛の活動に對して自己の活動は不足を感し一途に感謝の觀念と云ふ大原動力があるので、吾人の活動は益々敏活である、且つ又既に活動夫自身が目的である故、生存が怪しきと否とも顧みる筈はない、されど活動すれば其結果として自然に生存する、抑え佛陀は衆生濟度の爲めに是正覺の生命を擲つ決心であつた、然るに何時の間にか知らぬ間に正覺を取つて佛陀となつて居らるゝではあいか、恰も木の火箸で火を燃せし如し、薪を投げてが目的なれど火箸夫自身迄が燃えて仕舞ふ、吾人も感謝の情より活動を唯一の目的として自己の生存を願みざれども、何時の間にか、自己の上に繁榮の餘徳が酬ふてくる、試みに其覺悟を以て實行せらる人は、必ず實際思ひ當るであらう。

### 奥村五百子傳 (三)

秦 敏之

前號に七卿の長州に入りてより、五百子の父は慨歎して五百子を長州へ送るの決心を爲せしが如く記したれども少しく事實に相違あり、故に前號に於ける最後の五行を刪除すべし

是より先き、皇妹和宮の御降嫁のこと定まりしより、長州には避易せぬものとてはなかりき

かくて番所に於て談判の結果、五百子は花の町島右衛門といふ問屋は、五百子の父が往復の度毎に寄宿してゐる緣故を五百子は茲に宿泊せんことを請求し、大身槍衆二人に誘はれて島右衛門方に至り、主人が奥村の令嬢に相違なしとの證明によ

## 會頭久我侯並本部員巡回の概況

りて、茲に宿泊することを許され之より、日々評定所に至りて騎兵隊の取調を受けたり、有名なる高杉晋作の如きも、亦當時五百子が談判を爲したる一人なりき、五百子の大膽不敵は益々長州人の疑懼を増して、容易に通行許可の命を得ざりしかば、五百子は飛脚を宍戸家へ送り、事の始終を通知し、速かに使者を送らんことを依頼しけるに、四五日を経過して宍戸家の主人は宍戸備前と稱し、五百子の叔母の夫なり、馬廻りの者に對して曰く若し眞の姪あらば速かに連れ來れ、然らずば速かに其首を跳ねよ、誤りて他人を誘ひ來らば汝も共に切腹すべしとの嚴命ありたれば、馬廻りの者もまだ五百子の顔を知らぬこと、若聞違もあれば己れの一命に關するこゑなれば、又もや五百子の眞偽を詮索し始めぬ、五百子はもせがしがりて種々に説明し漸く其疑を解きて、通行を許され、二人に誘はれて難路を徒步して遂に宍戸家に入り

宍戸家の叔母は五百子を見るや、悲喜の涙眼に溢れ、お前の父も氣強い人ならずや、只一人の若い娘を、如何に國家の爲とはいひながら、一人で使者に立つるとは何事ぞ、されば父の精神には感心する又其命を奉じて來れる汝もあッげれの績なるぞ、姪を抱きし眞の情には、さしもに鋭どき五百子の胸も張りつめて、嬉し涙に堪え難くぞ見えける。

へられて、登壇し滔滔一時間餘社會の墮落を痛嘆し之を救濟する宗教にある旨を辨し、宗教の活動は社會元氣の根本たることを熱心に演せらる、次に石川理學士は、得意の快辨を振て、古來佛教の我國家人心に及せる功績影響を列舉し、文明と宗教の關係を論じて、佛教の信仰を懲惡し、最後は本多文學士は沈痛切實の辨を以て、大に世道人心の廢敗を慨し、道德の實踐と慈善社會事業の勧奨を期圖すべき所以を痛論せられ非常に聽衆を感動せしめられたり

◎蒲郡町に於る并に茶話會 寶飯郡佛教各宗協會は久我會頭一行を招聘して、去月廿七日午後二時より蒲郡町専覺寺に於て演説并に茶話會を開いたるに、村上流情赤松慶惠、楠貫玄等諸氏、晝夜の奔走斡旋結果空しからず、諸般の準備整頓せざるなく、聽衆満堂茶話會出席者も三百餘名に上り、非常の盛況なりき、近角本多兩文學士、各得意の雄辨を振ひて滔滔一時間満腔の熱誠を披瀝せられ、一同大に感動せり、久我會頭は此間に同町長存寺に開會せる三河鄉友會に臨席せられ、其より歸て演説後の茶話會に臨まれ、一場の談話あり、石川理學士次て同盟會の趣旨を演述し、茲に寶飯各宗協會を擴張して廣く信徒諸氏の贊同を求める、同盟會と連絡する事を議決して午後六時散會せり、尙寶飯郡御油町洞林寺に於て同夜演説會を開き近角本多兩學士の出席を請ひたるに、兩氏許し、同會幹事碧海、中西の兩氏、委員横田、天白、加藤鈴木の諸氏數日已前より、晝夜奔走して一面には四方の贊同を求めて、廿八日午後三時より幡豆郡吹羽良村長圓寺に於て、演説會并に茶話會を開きたるに、來會者無慮二千余名、近角、本多石川の三學士交登壇して熱心に演述する所あり、茶話會に於

ては會頭臨席せられ一場の談話あり、夫より三學士各立て簡單に所思を述べられ茶菓の饗應ありて午後六時過散會せり、尙同夜宿寺庭前に於て有志の寄附に係る、火術を侯爵の觀覽に供せられ、侯爵初め一行は深く其厚意を謝したりといふ、

◎岡崎町に於る演説并に茶話會 岡崎町には我佛教徒同盟會と連絡せる團體三あり、曰三河護法會、曰岡崎町各宗同盟會曰佛教進智會是なり、從來は三者相拮抗の相たなりしに、今度久我侯爵一行の歡迎につき、三者全く協同一致し三浦徳英、和田淨の兩氏主として斡旋の結果、廿九日の兩日、同町三河別院に於て演説并に茶話會を開けり、廿九日は非常の烈風強雨なりしにも關らず、聽衆堂に溢れ空く歸り去るものも亦少からず、午後二時より近角石川兩學士、各約一時間真摯痛切なる演説をなし、茶話會上にては會頭の懇切なる談話あり、近角學士は政教問題の實相公認教制度の意義を説明し、午後五時過散會せり、翌卅日は午前九時より開會、同地有志者相馬政徳氏、開會の趣旨を述へ夫より近角石川兩學士の演説あり、午前十一時半散會せり、一行は直に名古屋に向て出發せられぬ、

## 尾 張

◎名古屋に於ける佛教談話會 尾張名古屋は佛教最盛の地なり宗敎が重要な元素として百般的社會に於て其勢力を有する同地の如きは稀に見る所、特に佛教の事に付て多数の人員を集め得るといふ點に於て佛教の繁昌は確かに全國第一位を占むる地なり、殊に位置の形勝と人口の衆多なる三府に亞ぐの都會にして、名古屋人士自らは中京と誇稱するの地なり

本會々頭久我侯爵は美濃同盟會支部發會式に臨席の途次名古屋を通過せらるといふに就き同地の佛教徒は幸ひ久我會頭を請して、一座の談話を乞ひ、且此幸機に乗じて、同盟會支部を設立せんものをとて、各宗取締有志家曹洞宗大光院龍溪



## 廣告

大學講師文學士姉崎正治君新著

## 佛教聖典史論

色クロス金  
字入美本  
（定價金四十錢  
郵稅金四錢）

佛教の浩瀚なる經文聖典は如何にして成立せしか、又經文の神聖につきて佛教徒の間に如何なる爭論ありしか、博涉探求の結果と歴史批評の見地とを以て此問題に答へし本書は、阿毘達磨と大乘經典との二期に分ちて佛典の秘密を闡明せり。

尙附錄には、参考として基督教の聖書批評を叙して新舊約書の成立に關する議論を明にせり。本院之を公刊するを得たれば、世の佛教の起源及大乘佛說の問題に着目する人の一讀を請ふ。

時報

## 發行所 經世書院

東京淺草區吉野町十三番地

報賣所

① 東京 本郷田中・神田東京堂 ② 上田屋 ③ 京橋明教社 ④ 摩布森江  
⑤ 芝鴻盟社 ⑥ 淺草朝倉珠水屋  
⑦ 京都 奥教書院  
⑧ 大坂 金屋書店  
⑨ 名古屋 其中堂、等



本郷森川町一一番地  
橋通三百十一號

眞岡湛海

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部

明治三十二年九月十四日印刷  
明治三十二年九月十五日發行

印 刷 人

（明治三十一年十二月二十六日遞信省認可）

## 政教時報第十七號目次

● 社説 文明の眞髓

● 論說 國法上信教自由の解 ● 敢て政府者に告ぐ

● 社會論說 内務省と各宗管長 ● 私立學校令等

● 今昔 奥村五百子傳（二）

● 會報 各地の景況

## 本誌廣告

一、本誌は毎月二回（一日、十五日）發行とす

二、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應せず

三、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事

一、本誌定價左の如し

	一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全	國
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無遞送料		
② 廣告料五號活字	一行（二十七字詰）	一回金拾錢				

一、爲替振込局は「本郷森川町郵便貯金爲替取扱所」宛の事  
二、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一一番地大日本佛教徒  
同盟會出版部」とせらるべし

東京市本郷森川町一一番地

上村幸三郎  
清水朝太郎